

平成14年6月7日

文部科学省研究振興局長
遠藤昭雄 殿

国立大学図書館協議会会長
東京大学附属図書館長
廣渡清吾

「要望書 - 国立大学法人における附属図書館の
法的地位について - 」について

このことについて、国立大学図書館協議会では、別紙の要望書を提出いたしますので、その実現方について、関係各位のご理解と特段のご配慮をお願い申し上げます。

平成14年6月

要 望 書

- 国立大学法人における附属図書館の法的地位について -

国立大学図書館協議会会長

東京大学附属図書館長

廣 渡 清 吾

国立大学附属図書館の運営に関しましては、平素から御高配頂き誠にありがたく存じます。国立大学の法人化が日程にのぼり各大学においてはそのための準備に取りかかっているところではありますが、予定される「国立大学法人」における大学図書館の地位に関して次のようにお取り計らいいただきたく、国立大学附属図書館の総意として文書をもって要望する次第です。

1．現行の国立学校設置法第6条が「国立大学に附属図書館をおく」と規定する趣旨は、高等教育及び学術研究をその本質的活動とする大学において、大学図書館が必須の施設であるという立法者の認識を示すものであると解されます。このような大学図書館の地位は、今回の国立大学の設置形態の変更によって当然に変化するというものではなく、むしろ、大学図書館の役割は、国立大学の法人化によって目指されている目的に鑑みると、一層大きなものになると考えられます。

2．国立大学の法人化は、国立大学が社会とのインターフェイスを拡大し、かつ、多様にし、社会との交流と連携を強めて、社会のあらゆる領域において知の意義が決定的となる21世紀の時代（知識社会の時代）の中で、鍵となる役割を果たすことを期するものであると考えております。大学において知の生産のために収集され、整理・分類され、また大学においてそれとして創造される知的資産は、大学の教育研究活動に直接資するというのみならず、それ自体が社会的資産として、21世紀の知識社会に広く活用され、かつ、日本社会の資産として継承・発展させられるべきものであります。

学術情報の電子化は、利用者個人と情報の供給者の直接的な関係を成立させ、媒体としての図書館の役割を衰退させるもののようにうかがえますが、電子学

術情報の市場化の状況を見ると、利用者にとって安定した、体系的な情報利用のためには媒体としての大学図書館の機能が不可欠であり、その役割を強化することこそが重要であるといわなければなりません。また、電子化された学術情報の発信者としての図書館の役割は、今後飛躍的に拡大されるべきであり、これを通じて知的資産を社会的資産として活用する可能性は大きく拓かれるものと思われます。

3 .以上のように考えるとすれば、国立学校設置法第6条の立法趣旨を踏まえ、かつ、大学図書館の今後の一層の重要性に鑑み、「国立大学法人」に必須の共通の施設として、大学図書館について、国立学校設置法第6条と同趣旨の規定を「国立大学法人法」に置くことが望まれるものであります。ただし、「国立大学法人法」の構成上、法には施設に関して規定しないという場合には、「国立大学法人」に必要な施設について規定する省令において、国立学校設置法第6条と同趣旨の規定を置くことが望ましいと考えます。

4 .「国立大学法人」のそれぞれの個性的、自主的運営の理念は、共通の施設として大学図書館を置くことを規定することと矛盾するものではありません。個性と自主性は、大学図書館の内容をどのように豊かなものとし、かつ、個性的なものとして発展させるかという点において発揮されるべきであるからであります。ここで、法令の名称表示が「附属図書館」でなければならないわけではありません。「国立大学法人」の社会と国民に対する責務は、共通の施設として、学術情報・知的資産の管理と発信のシステムとしていわゆるライブラリーを保持すべきところにあり、したがってこのことが法令において明示されることを心から要望するものであります。